

上甌に於ける割地制度

— 特に薩藩門割制度研究の一環として —

面 高 正 俊

Masatoshi OMODAKA

I. は し が き

鹿児島県では昔門割制度があったが、明治五年八月、大蔵省布達「不定地年季を定め、割替致し来候向は向後持主相定可申立事」に依り廃絶され、ただ琉球のみ明治 32 年迄残ったと記録されて来た。その後各県で割地制度の残存が報告されて来るようになったが、「経済学辞典」(第四卷、昭六年版(岩波))にも、「世界歴史辞典」にも鹿児島県の一部に該制度が現存している事には言及されていない。

割地制は今回の農地改革に関連して識者の注目する所となり、古島敏雄編「割地制と農地改革」の出版となったと思われる。鹿児島県は耕地狭く、県外出稼者が多く、之が敗戦後一時に帰郷し、割地制への参加、或は、分割を主張し、大きな社会問題となった。

筆者がこの制度に注目したのは、以前から封建的土地保有関係に関心を持ち、特に門割制度をより具体的に把握したい為であった。然るに割地制が離島に多く残存せる所より、最近再びこの制度を「原始的、共産的社会制度」として、好奇的に取上げる一群の人人が出て来た。原始的乃至は原始共産的なる概念は Primitiv ないし, *altertümlich* なる概念がその主たる要素となると思うのであるが、問題の甌島の割地制は、そのような古代的乃至古代以前のものどころか、前近代的、——詳しくは——門割制度とより密接な関連があるように思われるのである。それ故、若しこの関連が濃厚であるとするならば、この地の割地制を明かにする事により、門割制度が、ひいては薩藩封建制の下部構造が明かにされる手がかりとなるであろうとの期待を以て調査を進めて来た。それ故、自作農創設法施行後、この制度が如何なる方向をとり、又とるべきであるかの問題は本研究からは一応除外する事にした。

甌島は、川内川口の黒瀬岩を隔ること 25.5km の西方上甌の里村の礫浜に始まる甌島列島よりなり、その長さ約 35km。南西方下甌の野崎に亘り、^(註1)主として上甌島と、下甌島よりなっている。三国名勝図絵によれば、鎌倉時代に小川氏が全島を支配していたらしいが、藩政確立後島津氏に屈し、慶長 16 年以降は、島津氏の派遣せる移地頭が支配する様になった。ここは谿山郷と共に一郡一郷の地で、県史によれば、甌島一郷 14 ケ村とある。寛永頃より地頭は鹿児島城下に居住し掛地頭となったが、出水郡の長島と、甌島は「異国船来舶の地で、警備の必要上」引統移地頭であったとゆう。里、上甌、下甌の手打に夫々地頭衙があり、麓は手打にあつたらしい。三国名勝図絵には甌郡上甌村、下甌村二ケ村よりなるとあるが、薩隅日地理纂考には、「上甌島周囲 14 里 3 町余、村落八、里村、江石村、平良村、桑浦村、中野村、小島村、瀬上村、高 1,052 石 60.2 升余、士族 4,011 人 男 2,005 女 1,961

平民 11,161 男 5,861 女 5,300 総計 15,172 名, 戸数 3,475 とある。明治 4 年, 之等の村には戸長役場がおかれ, 5 年郡制が布かれ, 6 年 9 月には甌郷は 25 大区となつた。「甌島里村の沿革史と最近の漁業状態」なる里村役場草稿^(註1)によれば, 明治 22 年, 上甌村が出来たが, 24 年里村は分村し現在に至つたという。割地制は全島各所に見られるが, 本稿は上甌の旧江石村, 里村及び甌村役場のある中甌(中津)の割地制について述べてみたい。

II. 旧江石村の割地制度

上甌に於ては検地帳或はそれに類するもので一村内の門高を記したものは今のところ, 宝暦 8 年 4 月の「江石村御検地名寄帳」一冊である。之によれば, 東, 森, 中間, 浜辺, 西中藪, 大藪, 田畑の 8 門^{カド}よりなつている。各門を比較すれば次の様になる。

門 名	家部数	人 口	田	畑	田 畠 屋 敷 合 計	高
東	17	80 {男40 女40}	119畝08	21畝02	158畝18	1856升146
西	24	48 {男28 女20}	126畝05	14畝03	165畝28	1856升146
森	17	80 {男38 女42}	129畝28	20畝11	174畝24	1856升667
中 藪	21	82 {男39 女43}	121畝20	14畝12	153畝24	1555升104
中 間	20	82 {男41 女41}	121畝13	16畝13	165畝11	1853升958
大 藪	16	75 {男40 女35}	123畝07	18畝10	163畝06	1855升417
浜 辺	15	86 {男41 女45}	131畝06	27畝13	182畝24	1855升417
田 畑	14	98 {男51 女47}	129畝20	22畝13	169畝24	1855升208

一門の家部数も多いが, 人口が特に大である。東門では名頭^{ミョウジ}入れて 17 家部の中屋敷持は 15 家部, 2 家部は山畑を屋敷代用としているわけである。西門では 24 家部のうち 7 家部, 森内 17 家部中, 4 家部, 浜辺門 15 家部中 1 家部, 田畑門 14 家部中 2 家部は屋敷持でない。この様な門の構成は地方^{チカガ}(甌島では九州本島を離島と区別して斯く呼ぶ)では, 浦を兼ねたきり立つた入江の村落に間々見られる。田畑門を一家部平均すれば田 278 坪, 高 1 人当坪 18 升 9 合となる。之と同じ様な山地で, 山腹を居住地より 2,300m も高所まで段々畠を耕作する奥地の入来, 浦之名村の門と比較すれば次の通りである。

門 名	家部数	人 口	田	畠	田 畠 屋 敷 合 計	高
松 下 田	1	6 {男 3 女 3}	131畝24	51畝20	131畝24	2103升312
長 野	1	10 {男 6 女 4}	124畝06	35畝08	181畝04	2185升500
井 上	1	8 {男 3 女 5}	126畝07	33畝10	185畝20	2190升104

以 下 略

この比較により入来浦之名村の一門（一字部）の耕地面積が、江石村の15家部以上で構成される一門と近いことから、いかに江石村では零細農であるかという事が頷かれる。

之と同じく享保13年の西目（大隅地方）串良下小原村の若林門と比較するに次の如くである。1門，3家部，計10名。

田 165 畝 18 歩 畑 37 畝 02 歩 田畑屋敷合計 227 畝 13 歩
高 2699 升 104

一家部の構成にも無理がなく、門の総人口に対する水田の割当ても豊富である。橋口兼次氏の「里村調査」^(註³)なる報告書に「一般に急峻なる地勢にして南方上甌村との境上には急傾斜をなせる山岳東西に連り、牟礼山白森、雷岳等の高峯屹立し……その間低地に本村小田の大部分は開け住宅地亦此の低地に密集す……畑地は大部分両山地部の傾斜面に階段状に開墾さる」とあるが、この事は急峻なる山に墾する江石村にそのままあてはまる。住民は半農半漁で、蝟集し、為に宝暦時代に既にこの様な耕地の不足を訴えているのである。

江石村の各門の家部数を比較すると、14家部から24家部に及ぶものあり、且つ門内の人口は家部数と決して比例していない。しかし各門高は、18石5斗6升前後である。又名子の年齢を見ても、11才の名子（西門銀太郎）69才の名子（田畑門早作、17才の子供房太郎あり）9才の名頭（中甌門）ある所から、小野武夫氏の用夫を受給資格者として門高を決定した^(註⁴)と断ずる説は受取り難い。

原口氏は之に対し、一家部の高、即ち「一人高」に依り、大門は12高、小高は6人高によると説いて^(註⁵)居る。江石村の場合、各門高がほぼ一定し、しかも現実には家部数に大小が見られるが、一定数の「人高」に大まかに配分されていたと見ねばなるまい。検地帳を見るとほとんど下下田で島地はなく、山畑も些か1町5反4畝、その面積は屋敷の合計面積よりも狭い。然るに現在山頂近くまでも耕地の跡らしい段階状の石垣が見えるが、古老に聞いても、その畑跡は古くから存在したとの事である。宝暦の検地帳で門の構成があんなに窮屈であるとすれば幕末に近づくにつれて、それは益々激化したと見ねばならず、それではとても村民の生活は成り立たない。その為、山の中腹以上の畑地は、大山野として村民の共有にまかされていたのではなかろうか。検地帳には永作浮免として1町1反2畝が記録されている。宝暦以降藩の奨励もあつて仕明地は増大したと思われるが、資料はない。殊に明治4、5年になると、大山野仕明は現高に支障なき限り、郡奉行に於て自由に免許出来る様になつたので、鹿児島県全体としては随分^{カケテ}抱地、永作地（之を自作地と呼ぶ様になる）は増大した。然し、無制限に仕明を許し自作高にするならば、零細な門百姓の生活は不可能となる。江石村には郷士は居住せず、中甌、里の郷士達に狭撃され乍ら、地形上孤立し、極力郷士達の仕明化を防止すると共に、村民に依る仕明、之に基く私有化はZwangとして抑えて来たのではあるまいか。その為、江石村では、古高、即ち門割に属する耕地が奉公田と呼ばれ乍ら、私有化されずに残り、割地制下にある。

前記検地帳以外には地租改正についても何等史料が発見されない。ただ江石の区長保管の土地台帳写により割地が如何なる名儀になつているかを知ることが出来る。之に依ると例えば

- 1. 784番 字小平 大 藪 紋 兵 衛 外5人
畑 7畝9歩 19枚
- 1. 784番 字小畑 惣代 東 儀 右 衛 門
畑 1畝5歩3枚
- 1. 453番 字白木ノ元 惣代 浜 辺 正 右 衛 門 外5人
畑 1反3畝12歩33枚

の如き形式をとり、代表者名の姓は各門にわたっている。例、

- 浜 辺 正 右 衛 門 又は (同峯太郎, 勘七, 休助, 助右衛門)
- 大 藪 紋 兵 衛 又は (佐之助, 長吾, 権助)
- 中 藪 貞 右 衛 門 又は (安之進, 儀八)
- 東 儀 右 衛 門 又は (勘七)
- 西 彌 次 右 衛 門
- 森 惣 兵 衛
- 中 間 喜 次 郎 又は (三次, 長太郎, 新次)
- 田 畑 与 次 郎 又は (万次郎)

然し浜辺正右衛門、東儀右衛門、大藪紋兵衛名義のものが圧倒的に多い。又代表者名儀が朱で訂正されたものがあり、朱記がほとんどこの三名の名儀の所から3代表者名儀に整理せんとする傾向が見られる。殊に浜辺正右衛門一人名儀に統一せんとしたのではなかろうか。その事は今一冊の土地台帳が一筆毎に記載してあり、(主として切替畑, 山野) 納税管理人として浜辺正右衛門一人名儀になっている。思うに20戸内外の各門代表者(一般には名頭)が夫々門高に属する耕地を、夫々惣代として登記したのが始と思われるが、当局者の方で極力、代表者名を少数の名儀に統合整理せんとしたのであろう。浜辺、東、大藪の三氏の名儀が圧倒的に多いのは、この三氏が江石村最後の名主(巧才方限の長)ではなかったろうか。殊に浜辺氏は旧家で、網元でもある所から全部の惣代となったものであろう。

斯くして共有地として現在に至り、之が私有地との関係は次の表の如くである。

耕地の種別		田	畑	計
1951年 総面積		9.35畝00	30.97畝00	40.32畝00
宝歴8年(1758) 総面積		11.14畝17	1.34畝17	14.46畝04
1951年の共有地と全耕地の%		7.78畝00 83%	15.31畝00 49%	23.09畝00 57%
1951年の私有地		1.57畝00	15.66畝00	17.23畝00
1758年の浮免地		1.12畝00		1.12畝00
一五二年	全耕地に対する一戸平均(276戸)	3.4畝00	11.2畝00	14.6畝00
	共有地一戸平均段別	2.9畝00	5.8畝00	8.7畝00
1758年の一戸平均段別(144戸)		7畝23	1畝03	8畝26

備考 1951年調査 江石区全戸数370戸 農家戸数276戸 共有地割当戸数265戸。

此の表で、大正年間に耕地整理が行われたけども、水田は宝暦年間に既にその限界点にまで開田され、以後、家屋や学校其の他の為に減少を示している。之に対し、畑が30倍近くも増大してい

る事は、大山野が耕地として、かなり開墾の余地があり、之を山畑として特に門高に編入されてなかつた所に、甌島の如き半浦の門が、最少限度の生存を可能にする為にとられた特殊な門割形態を示すものと思われる。(玉里家本列朝制度卷之六十、「半浦」の項参照)

次に、割替慣行を見るに、耕地は現在次の7種に分類されている。

田	苗床田	5年割	(自昭和12年10月 自17年10月 自22年10月 自27年10月 至 17年10月 至22年10月 至27年10月 至33年10月)
		一号田地	5年割 (同 上)
		二号田地	5年割 (同 上)
畑	十年畑	10年割	(自昭和15年1月10日 至昭和25年1月10日 至昭和35年1月10日)
	里芋畑	10年割	(同 上)
	大根畑	10年割	(同 上)
切替畑	へゴ山野	10年割	(自昭和19年11月1日 至昭和29年11月1日)

割替は区長の許で抽籤で行われる。割地参加者は265戸に限定され、敗戦後にも遂にその数に変更は認められなかつた。区長は上記の7種の耕地の定期割替期に夫々265本の籤を準備する。苗床田の場合、その組合せは次のようになっている。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 小平良 (イ) (新川) 7人 | 9. 三十字水深 (") 16人 |
| 2. 同 (ロ) (") 3人 | 10. 人附林 (山ノ中) 58人 |
| 3. 同道下 (イ) (") 2人 | 11. 田ノ下 (桂廻) 2人 |
| 4. 同 (ロ) (") 4人 | 12. 耕地田 (大平) 22人 |
| 5. 同 (ハ) (") 6人 | 13. 赤尾木ノ元 (三吉開) 5人 |
| 6. 大平良道上 (イ) (大平) 19人 | 14. 中野道 (三吉開) 36人 |
| 7. 同 (") 12人 | 15. 人附林道下 (山ノ中) 17人 |
| 8. 中野道 (三吉開) 40人 | 16. 中甌道 (西俣) 16人 |

籤は265本の中、予め16個の組に編入する様に作る。例えば、16中甌道(西俣)が16本あるわけである。それ故16番の中甌道を引いた者が集合すれば16人となる。この16名が16番の耕地を如何に分割するかは、その16名の自主的決定に依るしくみである。一号田及び二号田の地割は、一号から百号まで水田を区分し、16番中甌道と呼ばずに例えば24号田4人組としてある。一号田は古田で、二号田地割の分は耕地整理により旧畦が大きく動いた地域だと教えられた。之が畑地になると、「23号田」の代りに、人名附地名となっている。

例 10年畑割

人附林	仙五郎割	6人	西俣	中甌道	万作割	10人
池田	亀助割	2人	三吉開		又助割	7人
亀太が上			滝ノ下		清次郎割	5人
桂廻	佐次割	5人	佐吉, 三太畑ノ上			
仁が竹			小平		太市割	3人
滝ノ下	増右衛門割	5人	助四郎ヶ上			
勇次郎畑ノ上						

人附林	助	十 割	10人	桂 廻	七 九 郎 割	4人
滝ノ下	次	七 割	13人	大 永 里		
山ノ中				三吉開	尾 伊 八 割	12人
儀助畑ノ上	正	市 割	11人	丸		
小平				大平良	亀 助 割	11人
甚兵衛段	菊	次 割	5人	ベ - タ -		
磯道				小 浜		5人
休次ヶ上	磯	助 割	7人	山ノ口入口	紋 太 割	5人
白木ノ元						
スイカ畑	儀	平 割	2人			

所で此の人名は何を意味するものかについて、区長や、長老に尋ねても、明治以降の人名ではないらしく、その起源を聞き出す事は出事なかった。そこで私は之は門名寄帳に出てくる耕作者名に相当するのではないかと思う。何時頃の耕作者名かというに、地租改正前後の耕作者を指す者でなく、慣習的に呼びならされた古い耕作者名と考える。明治3年の検地は、甌島郡には及ばなかったからして、少くとも1722年(享保7年)後の検地帳に出てくる耕作者名が、慣習的に耕地を指すようになっているのではあるまいか。勿論之を門割制度共通の特質とは考えない。幕末には門百姓で家屋数は勿論、田畑の耕作権も失った事例を知っている。反面耕地がほぼ固定化しつつあり、そのまま地租改正に依り所有権を確立した例は多い。だが江石では現に水田の大部が割地制下にある事は、地租改正に依り突発的に発生したものでない以上、何人もその耕地を半所有化した事は、少くとも門割制施行後はなかったのではあるまいか。地方の門名寄帳を検しても、門高の耕作者名が門の人名とほとんど一致しない。廻高と称せられる様に、門高は一定期毎に割替られたと考えられる故に、幕末では内実の耕作権は動かずに高だけが動いた事もあったかも知れぬが、少くとも江石にあってはこんな事情は考えられない。寧ろ検地帳の耕作者名は、耕地の半固定化せる地名と考えた方が便利である。勿論之は江石についての仮説であるが、之を暗示する史料として、里村の純浦家の古文書の中に、次の様な名寄類似の断片がある。

- 1. 同所 田 2畝21歩 源太, 当作, 助松
- 1. 同所 田 23歩 与右衛門, 当作, 次左衛門
- 1. 同所 田 28歩 源兵衛, 当作, 九郎

之を見ると、表向は源太作になっていて、実は助松が耕作していることわり書している事になる。それ故耕地は、仕明者や或は大御支配、その他の大きな検地の際の耕作者名が、通り名として、或る程度半恒久的に一筆毎に固有名詞化する傾向があったのではあるまいか。若しこの仮説が許されたとすれば、「仙五郎割」或は「亀助割」は、通り名となった且って亀助保有の耕地を、後世家部数が増大せるため、6人で割って均分化を試みるようになったと考えてよいのではなからうか。若し然りとせば、門割制度との関連が深いばかりか、門の構成員を除外視すれば、寧ろこの意味で、門割制の典型に近いものではないか考えるのである。この様な事例は中甌にも見られる。

III. 中甌(中津)の割地制度

中甌は地頭衙（御仮屋）のあった所で、農民、漁民、郷士が大きな集落を構成していた。三国名勝図絵に「中甌港，上甌村中甌にあり，海灣を港とす，南に地嘴斜に港口を擁抱して，港形奇なり，此港甌島中頗る幅奏の処なり。唐船漂着の時も此港に泊繫す」とある所から，人口稠密，郷士の数も多く，為に土地の兼柄あり，地租改正時には耕地のほとんどが共有地として残らなかった。門高を物語る検地帳，或は之に類するものは何も発見出来なかったが，奉公田の古語のある所から，門割制が布かれていた事は否定出来まい。門の構造が，江石型であったとするならば，地形が江石に近似している所から，門高に含まれざる大山野を必要とした事であろう。それ故此処の割地は切替畑であって，現在は個人所有になっている。此の慣行を物語るものとして，明治八年亥四月七日「中甌土族家立家部扱地畑割帳」がある。

之には奥書が附いて居り，従来の割地は戸数割であったが，二，三男は正式に分家が出来ぬので，彼等を救済する必要上勘場山を拓き，割地とするというのである。^(註6)然し，大山野の割地は土族のみの特権でなかった証拠には，五畝歩個人所有を認める証拠書類の一節に「右ハ此節，中甌村士，平民共有地ヨリ永代畑トシテ五畝歩而テ前記ノ人名江授置致候最（尤も）士，平民ノ協議ノ上世話人，農事係立会ノ上ニテ引渡相成候……」より，村民惣有の性格を良く示している。中甌で代表的な割地は衆儀山共有地であつたらしく，明治13年の「衆儀山永代割並帳」及び「古割，新割永代割並帳（元十年割）」がある。その形式

前者		後者	
		古割	
市 太 郎 切	29. 34名	佐 八 郎 切	14名 14番まで
(番号は32番まであり)			
市 左 衛 門 切	13. 13名	藤 七 切	5名 6番まで
仲 兵 衛 切	28. 13名	新割	
(32番まで)		藤 七 切	3名 6番まで
以下略		留 助 切	6名 9番まで
		以下略	

此の形式から割地配分法は江石式であつたらう。之等割地を個人所有に切替えた時の史料がある。曰く，

従前ヨリ本年ニ至ル迄共有地ト立置タル衆儀山，勘場ノ儀ハ拾年限リ割返シ来リ候ヘ共左候テハ返テ作得，不割勿論手数を尽クスノ易ナリ謂フ倚テ変革協儀ノ上是ノ戸別ノ所有地ト定メ置タルモノニ一決シ己来何様ノ事故相発シ候ト雖モ是レヲ割返ス者不非当今迄ワ新戸籍ヲ設ケタル者ワ該地割返シアタヘ来リ候ヘトモ変革協儀ニ依其儀止ム，茲ニ村中人民規則ト定メ後日山割帳横折ニ筆記候事

明治二十年旧八月十五日

之に依り，割数は家部数により変動し，江石で強調された固定株配分と相異している。又，郷士，農民夫々割り方を別にした例が赤丸木場山割地である。明治33年2月の「赤丸小場山配分帳（配分数99人）」に

右山割ノ儀ハ是迄テ士，平民ノ別ニテ配分致居候処 今般吟味ノ上，士，平民共配分相成候事

世話人 梶原直澄 農事係 植村七郎 太
梶原勘八

とあり。この割山も農地改革により個人所有に切替えたという。之と同じ形式が里村の割地制である。

IV. 里村の割地制度

里村は明治24年上甌村から分村したが、当時の資料は発見されず、且土地台帳は最近新調されて居り、共有地は村有となって居る。之が里村惣面積との関係は次の表の如くである。

共有地的性格を持つものは宅地と山林を除いた土地である。些乍ら田、畑が共有されている故江石式かと思われるが、全然見当違いである。当局者の言に依れば、地目田畑は現状を示すものでなく、一率に切替畑になっているとの事である。免税地なる故、地目変更の登記をせず、為に田畠必ずしも田畠でなく、よく開墾された

村 有	(1954年1月1日)	惣 面 積 (同年)
宅 地	5631坪13	93,473坪24
田	9畝23	66.41畝25
畑	35.93畝01	129.19畝20
原 野	216.97畝25	231.50畝23
山 林	104.97畝12	179.83畝08

切替畑と、荒廢せる原野とが現状であるという。大正年間の割地台帳があり、之によって昔は20年と5年の二種の定期割慣行があったらしい。現在では村当局が耕地適地を調査し、之を各小組合長に抽籤で小組合単位に配分する由。小組合では開墾希望者に配分するが、その方法は各小組合独自の法を採っているという。割地はすべて一応原野状態にあるとされ、耕作せんとせば開墾せねばならず、開墾者は次期割替にも優先的に拓地耕作権を得る事が出来るという。村役場では耕作者に村有地耕作証書を発行した時代があり、村長は村有財産の代表者として、一種の地主の如き形態になる。然し地料は低廉で、その収入は畦や農道の修理費に充当したと聞いている。然らば江石の熟田畑に対して、中甌や里村では何故切替畑のみが割地として残されたのであろうか。この問題を解く一つの鍵として、前掲「里村調査」の一節を引用する。

里村ノ地頭所ニ二十五名ノ役人アリテ本村ヲ分割所有セリ、而シテ此ノ二十五家ノ分家分割ニ依ツテ土地分割ハ盛ニ行ハレタリ。カク土地ノ私有ハ独リ武家ノミノ特権ナリシモ特殊ナルモノニ奉公畑地アリ。コレハ平民階級ニ依ツテ私有セラレタルモノニシテ、一般百姓ニシテ地頭所ニ出頭シ 賦役ニ服シタルモノニ対シ武家ニ依ツテ私有セラレザリシ畑地ヲ分割譲渡シタリ。明治ノ廢藩置県ニ依リ藩有地ハ国有地トナリ明治四十年共有地トシテ払下ヲ受ケタリ、其ノ後ニ於テ土地売買譲渡ハ自由ニ行ハレタリ。現在ニ於ケル土地所有権分配ノ錯雜ハ此ノ間ヲ明ニ語ルモノナリ (PP59~60)

此の一節を単純に見ては、門割制の存在まで疑われてくるが、里村の旧家、塩田家の文書中次の如き断片史料がある。

1. 田 四畝五歩

里村百姓 溝上屋敷 名頭
甚 太

右者長々病躰者ニ而候処、其上風ト具病者ニ罷成山野之稼等茂不相調妹志茂ヲ申者内々賃取りゝし兄甚太相養申候尤志茂事茂病身者ニ而嫁付等も不相調勿論田畑等も所持無之困窮仕居候且病氣等之節者親類善助ヲ申者追々差寄り介抱等仕候……………善助事も素ク困窮者ニ而思之儘ニ相調不申由ニ御座候

1. 田 式 畝 歩

里村山下屋敷 名頭 十太
名子亡市太郎 男子 市助

右者両親共ニ相果孤ニ而寄方無之故右市助儀養育方並跡取立方ニ付親類次作申者罷居相育候処右次作無□
□相果只々独身ニ而渡世仕候……

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1. 畠 四 畝 歩 | 里村 百姓 角屋敷 名頭 覚助
男子 新 左 衛 門 |
| 1. 同 四 畝 八 歩 | 右同 馬場屋敷 名頭 権助
名子 熊助 男子 惣五郎 |
| 1. 田 四 畝 五 歩 | 右同本屋敷 名頭 松左衛門
名子 元右衛門 |

に依り、少くとも、溝上、山下、角、馬場、本の5屋敷（門と同類）があった事がわかる。然し溝上屋敷の名頭が困窮し、且つ「田畑等所持無之……」の一節は重要である。更に、

- | | |
|--------------|-------------------------|
| 1. 田 五 畝 八 歩 | □□名頭 助市
名子 亡夫栄助妻 竹 松 |
|--------------|-------------------------|

右者亡栄助方に嫁付いたし居り候処栄助相果候ニ付無寄方罷在娘龜申者召列江石村之休蔵申者へ無是非嫁付いたし候処右休蔵も相果尙又寄方無之罷成娘龜小嶋村之佐平申者に嫁付為致置候由ニ付右佐平方に差越被養候処右佐平事も相果候者借金等も相重ニ田畑家敷都而売払当分隣所之太郎兵衛申者明家貸室いたし内々賃稼ニ而渡世いたし候由尤病氣等之節者親類甚兵衛申者差寄養候得共右甚兵衛事も素々困窮者ニ而自身之家内さへ思之儘暮方不相調者ニ而難渋仕候由御座候

とあり、田畑売買の事実を述べている。薩藩では、郷士以上でなければ、土地の売買は出来なかつた筈である。然らば家屋敷売払う場合の買主は誰であったか。当然考えられるのは郷士である。我々は門高の売買は御法渡と聞いているのであるが、幕末になると、郷士による百姓持地の兼柄が秘かに行われた事を他郷の史料から窺う事が出来る。明治になり藩内では諸政改革が断行され、上士の地位引下と下士の待遇向上の諸処理と共に、明治3年には抱地は自作地と改称せしめ、家禄以外の保有面積は4町歩以下に制限し、余地は売買すべきを命じている。地租改正実施前に藩では云わば今回の農地改革にも比すべき自作農創設の改革を断行せんとし、私有地も4町歩に制限したのであるが、郷士達の間ではほとんど実行されなかつたのではなからうか。しかも村落構成が江石と極めて類似している故、維新前後は農民の窮乏は益々甚しくなり、之が「里村調査」の「25家の分家分割に依り土地分割盛んに行われる事となり、郷士の居住せる里村、中甌にあつては、遂に門高に属する耕地の大半は郷士の手中に入り、そのまま地租改正に依り私有地化したと思われる。残る奉行田畑も滔々たる私有化に抗し得ず、農民層の中からも、耕作権を握っていた者は所有権を確立したと考えたい。零細な奉公田畑では生存し得ぬ為、大山野が村民の共有にゆだねられていた。之に依存せねばならなかつた事は郷士とても同様であつたらう。そして之をしも抱地、永作化が進行し、私有化すれば村民の大半の生活を否定する事であつた。こうして大山野は切替畑として共有地となった。現在村なる法人が36町歩以上の田畑を含む200町歩以上の原野を持つ事は、農地法の下では理論上困難である。然し村の大勢は共有地分割に反対であり、之が入会慣行地である事は充分論証出来る。存続の理由は「子孫の中で困窮し、耕地なしには生存を許されぬ者達の為、共有地は存置すべし」というにあつた。ここに困窮者の為に共有地を残すという事は江石の割当数の一定不変の方式と異り、たえず配当数は動揺し、機に應ずるしくみであり、そこに村民全体の共有とする均分制意識が見られる。それ故前掲塩田家史料断片中、困窮者の田〇畝〇歩は、何を意味するか、

私は門高とは切りはなして村民にとっておきの大山野から、この様な特殊な困窮者の為に、熟田、熟畑に近いものを一定期間貸与したのではなからうか。然りとせば、斯る大山野が、勝手に拘地或は永作地化されざる様、他郷に比し強き制限があったのではなからうか。一方真に困窮者救済が主眼であるならば、幕末に近づくにつれて発生する耕作権なき農民、士族の二、三男たちこそその対象になる筈である。ここに古高は家部数に配分されるのに反して、大山野の割地が、家部数に拘泥せぬ理由があると思われる。それが江石型の配分法と、里村及び中甑の配分法の違でもあると思われる。かくして、里村では、経済学辞典、土地割替の項で「割替の度毎に配当割数の増減ある割地は、割替年限内における使用収益権の売買は行われても、持高を永代売買する事は事実行われず、兼併を避くる事を得た」とあるが、まさしく、明治以降の開墾者も遂に、農地改革に際してもその所有権を主張する事は出来なかった。

む す び

割地制は琉球にも残存した。田村浩著「琉球共産村落の研究」に共産村落の特性として

(1) 耕地中百姓には班田収授又は定期地割を行う

(2) 村落外の結婚を許さず、又居住、移転の自由を制限する、とある。之等の割地制の起源はともかくも、藩政時代は、門割制度と同様に、徴税、貢納の便宜から強化された事は事実である。だが琉球の「門」と、薩藩の「門」とは田村氏の指摘によれば余りにも相違が著しい。前者を極めて、*patrimonial* な性格が強く見られるが、上甑の割地制をこの式の門と関連づけ *patrimonial* な性質から論ぜんとするならばナンセンスであろう。上甑に見る割地制は極めて門割制との関連が深い。しかもこの地の門は半浦に特有な零細な耕地になり、ために強く大山野に依存した。この為大山野は割地形式をとり、配当株は固定せぬ形式をとり易いのではないか、且つ之等大山野の私有地化を防止する強い *zwang* が存在するのではなからうか。一方斯る門の構造は、農民の貧窮がつきまとい、為に郷土混淆の村落では容易に土地の私有化は促進され、門高に属する耕地をも所有権確立の方向に強く作用される。一方郷土が居ず、且つ郷土村落との交通不便な孤立村落は、村民の団結を容易にし他村からの郷土の私有地化に対して、強く抵抗し、為に門高に属する耕地も遂に割地として存続し得る。いわば所有権確立に対して反作用する。こうして最も純粹に近い型で門割制が温存されるのではなからうか、ただし高のない門割制度として。この農民の抵抗を知覧郷、西別府に見ることが出来る。^(註7)

本調査は甑島全島に対しては未だその緒についたのみである。しかしやがて下甑の割地制の研究が進められるにつれて、江石村の資料の不備も補われ、やがて、半浦型の門組織が明らかにされるであろう。

昭和24年「薩藩封建制の研究」(代表者村野守次)の題名で、人文科学研究助成費の交付をうけたが、この研究を以て、その中間報告に代えたい。

終りにこの研究に協力して下さった上甑村及里村の村長、助役、及教育長、区長其の他各位の御厚情に謝意を表する。

参 考 文 献

- 註1. 鹿児島県地理学会紀要. 第2号(1951) 小菫栄著 甌島の零細農
 註2. 草稿の写本は, 鹿大水産学部, 原口寅雄氏蔵す
 註3. 「里村調査, 昭和7年の卒業レポート」鹿大農農学部, 農経研究室蔵
 註4. 小野武夫著 薩藩門割制の研究
 註5. 世界歴史辞典 門割制度の項
 註6. 明治8年4月7日

中甌土族家立家部扱地畑割合帳

士族二男, 三男之儀 御維新以来嫡家より別立表向家部之願不相成御布令ニ依リ戸籍数ニ取加従素新家部之振合候処. 自今活計難成者不愍故各銘自身ヨリ唐芋作, 溝地不損合木場山之内悪地ニ至も救助之願ニ依リ一統江遂評議ヲ候処即今木場地トテモ割地有此ニ及宮内山所立之内勤場山之裾野茶之木上裾野ヨリ役職見賦ヲ以救地可致一統ハ申出ニ及戸長衆江茂及評議ニ戸籍之内為救助之溝地ヲ免シ置爾後他家相続又ハ戸籍断絶之日ハ右救地一統江返地可致規定ニ而各銘江堅ク連置候事
 但今後ハ可為時宜次第之事

農事方立山掛 植 村 市 太 郎

- 註7. 大西郷全集第二卷, PP876~890

以 下 略

